

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
- 2 日本銀行に送付する訂正請求書にあつては、部、款、項並びに目及び納期の記載を省略することができ。
- 3 第50条第2項の規定により訂正を請求する場合には、本書式中「訂正請求書」とあるのは、「訂正請求書（
年 月分）」と読み替えるものとし、かつ、収入官吏又は日本銀行名、納入告知書又は納付書の番号、収納年月日並びに納入者の住所及び氏名の記載を省略し、又はこれらの事項の欄及び前号に規定する事項の欄を省略することができ。